

一般質問通告内容

(令和8年定例会6月会議)

通告 番号	質問者	件名と質問の要旨
1 1	水口 光盛 (議席番号 1番)	<p>1. 投票率向上に向けた投票環境の整備と啓発活動について</p> <p>(1) 近年、運転免許を自主返納される高齢者が増える一方で、身体の不自由な方や移動手段を持たない町民にとって、投票所へ足を運ぶことが大きな負担となっております。これは単なる個人の問題ではなく、大切な1票を投じる権利が阻害され、投票率低下を招く一因になっていると考えられます。他自治体ではすでに、バスを活用した「移動投票所」による地域巡回や、投票支援のためのタクシー・バスチケットの配付など、一歩踏み込んだ支援策を展開しています。誰もが不自由なく投票できる環境を整えることは、本町の民主主義の基盤を守るためにも不可欠であります。本町における投票環境の現状と、高齢者や移動困難者に対する今後の具体的な投票支援策について伺います。</p> <p>(2) 若年層の投票率の低迷を解消するためには、選挙直前での投票の呼びかけにとどまらず、幼少期や学生時代から政治を身近に捉える「主権者教育」の推進が不可欠であります。すでに他自治体では、実際の投票箱を使った模擬選挙や出前授業、若者の目に留まりやすいSNSによる選挙情報の積極的な発信など、時代に合わせた多様な取組が展開されています。次世代を担う若者が政治に関心を持ち、自ら進んで投票所へ向かうなど、積極的な政治参加を促すためには、切れ目のない啓発活動が必要と考えます。本町の啓発活動の現状と、今後の主権者教育の充実に向けた見解を伺います。</p>

通告 番号	質問者	件名と質問の要旨
1 1	水口 光盛 (議席番号 1番)	<p>(3) 選挙費用や事務の効率化、有権者の関心を高める方策として、「町長選挙と町議会議員選挙の同日選挙」が議論されています。同日選挙の実施は、町民の選挙への関心を高め、投票率の向上に寄与するメリットがあると考えられます。しかしその反面、二つの異なる選挙が同時に行われることで、大切な論点や争点が曖昧になり、有権者が判断に迷うのではないかという懸念もあります。本町として、同日選挙による投票率向上の効果をどのように見込んでいるか伺います。</p> <p>また、経費削減や事務の効率化というメリットだけでなく、選挙の争点の分散や管理・執行上の負担といったデメリットについて、本町としてどのように評価し捉えているか、併せて見解を伺います。</p> <p style="text-align: center;">答弁を求める者 町 長</p>

通告 番号	質問者	件名と質問の要旨
1 1	水口 光盛 (議席番号 1番)	<p>2. 機構改革の効果と町民の利便性の向上について</p> <p>(1) 約1年前に多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、より効率的な組織運営を目指すため機構改革が行われました。これは町政の発展に向けた大きな決断であったと認識しております。しかし、組織の改編は目的ではなく、あくまでも手段であり、重要なのは職員が能力を十分に発揮し、その成果が町民の利便性や安心・安全に還元されなければならないと考えます。部長制の導入による機構改革により、窓口業務の迅速化、複合的な地域課題への対応力の強化、政策のスピード感など、町民が実感できる利便性がどのように向上したのか、具体的な成果を伺います。</p> <p>(2) 機構改革による組織改編の初期においては、業務フローや指揮命令系統の変化に伴い、現場に一時的な戸惑いや混乱が生じることは少なくありませんが、この約1年で運用上の課題や現場の苦慮が顕在化し、それに対して組織としてどのように対応してきたか伺います。また、機構改革が、職員のモチベーションや職場全体の士気にどのような影響を与えていると分析されているか伺います。</p> <p>(3) 機構改革が機能するためには、部長と課長の権限や役割分担が明確に区別され、円滑に連携していく必要があります。一方で、特定の役職や部署に業務や責任が過度に集中し、かえって業務の停滞を招いていないかが懸念されます。現在の部長と課長間の役割分担の状況を伺うとともに、全体の業務バランスを最適化し、管理職のマネジメント能力を強化していくための今後の取組や、職員研修の状況について伺います。また、現時点で見えてきた課題を踏まえ、今後の組織体制の改善についてどのように考えているか伺います。</p> <p style="text-align: center;">答弁を求める者 町 長</p>

通告 番号	質問者	件名と質問の要旨
1 1	水口 光盛 (議席番号 1 番)	<p>3. 固定資産税の超過税率の見直しについて</p> <p>(1) 本町の固定資産税は、地方税法で定める標準税率 1.4% に 0.3%の超過税率を上乗せした 1.7%が適用されております。この 0.3%の超過税率によってもたらされた税収は、令和 7 年度ではどのような政策目的のために活用され、具体的なまちづくりに対してどのような効果をもたらしているのか伺います。</p> <p>(2) 長引く物価高騰やエネルギーコストの急騰は、町民生活を直撃しているだけでなく、地域経済を支える町内中小企業の経営を激しく圧迫しています。このような極めて厳しい経済状況にあって、平成 21 年度から継続されている固定資産税の超過課税が、今なお町民や企業にとって「妥当な負担」であると言えるのか見解を伺います。</p> <p>(3) 他の自治体が固定資産税を標準税率としている場合、本町の超過税率は、企業の新設や投資意欲に対して抑制要因にもなり得ると考えられます。地域経済の活性化及び戦略的な企業誘致を推し進める観点から、この超過税率を標準税率へと引き下げる、あるいは段階的な見直しを行う考えはないか、今後の見通しを含めて見解を伺います。</p> <p style="text-align: center;">答弁を求める者 町 長</p>